

かかりつけ医の糖尿病診療の推進と重症化予防に向けた 連携協定

糖尿病重症化予防は、わが国の健康寿命の延伸を実現するための柱の1つであり、都道府県・市町村など行政が主体となり、地域住民に向けた糖尿病重症化予防プログラムの取り組みを全国的に進めているところである。

一方、重症化予防において地域のかかりつけ医の役割は大きく、日本医師会は重症化予防プログラムとの連携を推進するとともに、「日本医師会かかりつけ医糖尿病データベース研究事業(J-DOME)」でかかりつけ医の診療の向上と支援を進めているところである。

これら地域の重症化予防プログラムと日本医師会事業との連携を深めることにより、地域の重症化予防プログラムの対象者を増やし、広範かつ効果的に糖尿病重症化予防を推進することが可能である。そこで、公益社団法人日本医師会、日本糖尿病対策推進会議、一般社団法人埼玉県医師会、埼玉糖尿病対策推進会議及び埼玉県は、「かかりつけ医の糖尿病診療の推進と重症化予防に向けた連携協定」を締結し、以下宣言する。

(宣言)

第1条 日本医師会、日本糖尿病対策推進会議、埼玉県医師会、埼玉糖尿病対策推進会議及び埼玉県は、連携して以下の取り組みを進める。

1. 行政主体の糖尿病重症化予防プログラムと医師会(及び糖尿病対策推進会議)主体の研究事業は、それぞれの推進において連携強化を図る。
2. 国民の健康寿命の延伸に向けて、糖尿病重症化予防を広範に進めるとともに、かかりつけ医による効果的な糖尿病診療の推進を行う。

(内容)

第2条 上記の宣言に示す取り組みは以下の内容を含む。

- －日本医師会(及び日本糖尿病対策推進会議)は、かかりつけ医の診療情報の収集分析及び情報提供等を通じて、地域における診療の向上に努める。
- －埼玉県医師会(及び埼玉糖尿病対策推進会議)は、診療情報の活用と重症化予防プログラムの普及等を図り、地域の糖尿病診療を推進する。
- －埼玉県は、医師会及び糖尿病対策推進会議との連携を図りながら、保健指導等を含む重症化予防プログラムに係る取り組みを推進する。

(その他)

第3条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、日本医師会、日本糖尿病対策推進会議、埼玉県医師会、埼玉糖尿病対策推進会議及び埼玉県で協議の上、その内容を決定するものとする。

- 2 本協定の有効期間は、平成30年9月19日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに何ら申出がない場合は、更に1年延長されるものとし、以後についても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、日本医師会長(日本糖尿病対策推進会議会長)、埼玉県医師会長(埼玉糖尿病対策推進会議会長)及び埼玉県知事がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成30年9月19日

公益社団法人 日本医師会 会長
日本糖尿病対策推進会議 会長

横倉義武

一般社団法人 埼玉県医師会 会長
埼玉糖尿病対策推進会議 会長

金井忠男

埼玉県知事

上田清司